

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

例 奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ウ中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年五月二十日から施行する。